

疾病傷害共済 (牛)

病気やケガの診療費を補償

飼養家畜が疾病や傷害により獣医師の診療を受けた際に、その診療費が補償されます。

●家畜の区分ごとに飼養する全頭を加入

家畜の区分	対 象 家 畜
乳 用 牛	ホルスタイン種・雌、ジャージー種・雌など ※死亡廃用共済での「搾乳牛」と「育成乳牛」を合わせた範囲に相当
肉 用 牛	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、交雑種、ホルスタイン種・雄など ※死亡廃用共済での「繁殖用雌牛」と「育成・肥育牛」を合わせた範囲に相当

※子牛選択をする場合、出生直後（ただし、受精後 240 日^{※2}を経過後）から対象になります。

子牛選択をしない場合は 6 月齢から対象になります。

※2 受精卵移植の場合は、その母牛に対する受精卵移植の日から起算して 233 日（その受精卵の発育に要した日数が 7 日でないことが確認できる場合は、240 日から当該日数を差し引いた日数）以上から対象となります。

●補償期間は

掛金の納入があった日の翌日から 1 年間が補償の対象期間となります。

（始期統一のための短期引受を除く）

●共済金額とは

共済金額は、補償期間中の病傷事故による診療費の補てんの限度額です。共済金額は、補償開始時点で飼養している牛の共済価額（評価額の合計）を基に算出した病傷共済金支払限度額以下の金額を選択できます。

病傷共済金支払限度額 = 共済価額 × 病傷共済金支払限度率

●共済価額とは

共済価額 = 1 頭ごとの評価額の合計額



1頭ごとの評価額は、家畜市場における取引価格を基礎に、月齢ごとに算出し、補償開始時点における月齢で評価します。

●支払共済金は

支払共済金＝診療点数×10円×9割

※NOSAIの家畜診療所の診療費は、診療点数×12円で計算されます。よって、NOSAIの家畜診療所を利用した場合、農家負担額は以下のとおりとなります。

農家負担額＝診療点数×12円－支払共済金

※病傷事故診断書（カルテ）の内容が、病傷事故給付基準に適合しない場合、診療点数は認められず、支払共済金が減額されます。

●導入から2週間の事故は請求できません

家畜の導入から2週間は「待期間」となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。ただし、共済加入者から共済加入者への異動により導入された家畜は待期間中であっても請求できます。また、2週間以内の事故であっても、導入後に発症したことが明らかな事故（骨折など）については請求できます。

●掛金は

共済掛金＝共済金額（補償額）×共済掛金率

※このうち国が掛金の半分を負担します。

共済掛金率は、家畜の区分ごと、加入方式ごとに定められています。共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。農家負担掛金が3万円以上になる場合は、分納することができます。また、掛金のほか事務費賦課金が加算されます。

●掛金の目安

加入者の飼養規模によって決まる評価額に対し、国から示される支払限度率を乗じて得られる金額が「支払限度額」（＝加入可能な最高補償金額）となります。①「支払限度額」に対する加入共済金額の割合、②加入共済金額、③過去の損害率（支払共済金／加入共済金額）の3つが掛金を決定する要素となっています。

なお、新規加入者は、組合加入者の過去の平均損害率で計算されます。

支払限度額（100万円）まで満額加入した場合

（単位：円）

家畜区分	子牛補償	危険段階区分		
		最低	新規	最高
乳用牛	あり	3,387	111,619	500,000
	なし	3,612	110,161	500,000
肉用牛	あり	3,623	118,902	500,000
	なし	5,847	29,763	500,000

支払限度額（100万円）の50%（50万円）で加入した場合

（単位：円）

家畜区分	子牛補償	危険段階区分		
		最低	新規	最高
乳用牛	あり	3,387	111,619	250,000
	なし	3,612	110,161	250,000
肉用牛	あり	3,623	118,902	250,000
	なし	5,847	29,763	250,000

支払限度額（100万円）の20%（20万円）で加入した場合

（単位：円）

家畜区分	子牛補償	危険段階区分		
		最低	新規	最高
乳用牛	あり	3,387	100,000	100,000
	なし	3,612	100,000	100,000
肉用牛	あり	3,623	100,000	100,000
	なし	5,847	29,763	100,000

支払限度額（100万円）の10%（10万円）で加入した場合

（単位：円）

家畜区分	子牛補償	危険段階区分		
		最低	新規	最高
乳用牛	あり	3,387	50,000	50,000
	なし	3,612	50,000	50,000
肉用牛	あり	3,623	50,000	50,000
	なし	5,847	29,763	50,000

※支払限度額は加入者の飼養規模によって異なります（飼養台帳やトレサ情報をご提示いただければ試算することができます）。

※農家負担掛金のみを示しています。このほか事務費賦課金がかかります。

●病傷事故が発生したときは

- ・速やかに獣医師の診療を受けてください。
- ・診療を依頼した獣医師を通じて、速やかにNOSAIへ通知してください。

●牛の異動があるときは

- ・牛トレーサビリティ情報の届出を速やかかつ確実に行ってください。
※生後1週間を超える牛の事故が発生した場合、トレサの照合が必要になります。
- ・異動により共済金額の変更を希望する場合は異動日から2週間以内にNOSAIへご連絡ください。

●自然災害等に備えて復旧計画を作成しましょう

農林水産省では、自然災害や家畜伝染病等のリスクに対する備えの意識や関心を高めてもらうことなどを目的に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP※(事業継続計画書)」フォーマットを作成しています。畜産経営の見直し、改善にも繋がる計画を作成してみましょう。



チェックリスト、農業版BCPのフォーマットは農林水産省ホームページに掲載しています

農業版BCP 農水省

検索

※BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。